

個人別管理資産移換依頼書【DC】①

企業型確定拠出年金口座に資産を移すことをご希望の場合に提出してください。
次頁の「iDeCoまたは前職企業型DC等の年金資産がある方へのご案内」も必ずご確認ください。

≪申請ファイル一覧の表示≫

移換1 個人別管理資産移換依頼書【DC】

ご利用の際は最新版をダウンロードしてください

【注意事項】

本依頼書は押印・自署があるため、Excelでのご提出は受け付けておりません。
押印・自署済みの依頼書をPDFもしくは画像にしてご提出ください。

画面イメージ

個人別管理資産移換依頼書【DC】

本書類は、ご加入者等がステップ1までを入力・押印し、ステップ3をご一読の上、会社ご担当者様へご提出いただけます。
申請者側をご担当者様（事務取りまとめがある企業は、取りまとめ企業）で入力し、会社経由でご提出ください。
移換元プランが個人型で資産の移換を希望しない場合は当移換依頼書の提出は不要です。

ステップ1：ご加入者等の情報（必ずご入力ください）

①入力日（西暦）	①2023年■月◆日	③加入者コード (確認方法は記入欄をご参照ください)	③127****
②生年月日（西暦）	②1984年○月×日	⑤基礎年金番号 (ID番号の番号)	⑤*****
④性別（男or女）	④男性or女性	⑦ご本人意思確認欄 (押印か署名)	⑦年金
⑥加入者氏名（漢字）	⑥年金 太郎		

ステップ2：移換元（旧プラン）の情報（必ずご入力ください）
※1度に複数の移換手続きは進められません。移換元が複数ある場合、先に提出した分の移換手続きが終わってから次の移換依頼書をご提出ください。
※該当の組み合わせに1か所のみチェックをお願いします。

⑧ 1か所のみ選択	⑨資格喪失年月日（西暦）	⑨202×年▲月●日
企業型・日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社 (JIS&T:0000011)		
企業型・損保ジャパンDC証券株式会社 (SJDC:0000015)		
企業型・日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 (NRK:0000074)		
企業型・SBIベネフィット・システムズ株式会社 (BFS:0000115)		
個人型 (iDeCo) ・日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社 (JIS&T:0000011)		
個人型 (iDeCo) ・損保ジャパンDC証券株式会社 (SJDC:0000015)		
個人型 (iDeCo) ・日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 (NRK:0000074)		
個人型 (iDeCo) ・SBIベネフィット・システムズ株式会社 (BFS:0000115)		
自動移換済・特定運営管理機関 日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社 (特定JIS&T - 8900000)		

ステップ3：注意事項（ご加入者様、会社ご担当者様ともに必ずご確認ください）

「注意事項」は必ずご一読ください

1. 移換金の運用商品設定期日
移換金の運用商品の設定は加入者サイトより手続きをお願いします。
※資格喪失後、あらかじめご変更をお願いします。移換元年金はそのままご変更が可能です。加入者ご本人は移換元の運用商品の設定変更はできませんので、事前にご確認ください。

2. 入金日の前日までに移換金の運用商品の設定を行わなかった方
「移換金の運用商品を設定している方」は、入金後指定した運用商品が自動的に移入されます。
「移換金の運用商品を設定していない方」は、移換元運用方法を指定して移入する場合があります。加入者ご本人、規約によって指定した運用商品が移入するまでに一定の猶予期間があります。
その猶予期間内に、移換金の配分割合を指定する場合は、必ず、移換金の配分割合を、届出の配分割合より高く（低くは不可）指定してください。
「移換金の運用商品を設定していない方」は、移換元運用方法を指定して移入する方については、「未承認個人別管理資産」は、届出の指定がない「現金」の状態となります。この場合、利息等がつかないため必ず指定をお願いします。

3. 「現金」と「移換金」をそれぞれ別の運用商品で設定を希望される方
加入者サイト「現金」の割合を指定する。移換金の配分割合を指定するを別々に指定してください。指定しない場合は、現金と同様の運用商品が移入しますのでご注意ください。

4. 「現金」の配分設定については、「移換金」が設定されていない場合は適用しますが、移換金の配分設定を「現金」に適用するとはございません。
そのため、移換金の運用商品を設定した上で、「現金」の設定を行っていない方は、移換金の配分を設定する場合があります。

5. 過去3ヶ月間の移換履歴
■設定方法
移換元：加入者ご本人
移換先：加入者ご本人
移換割合：一部に上限が設けられていますので、ご希望の割合に割合（%）を入力してください。
■移換元ご本人のアカウントから入力する場合、移換先ご本人のアカウントは個人型の資格喪失手続きが必要となります。（手続きの方法は個人別の運営管理機関にお問い合わせください）
■一定期間（※）を経過した上で、移換元の個人型で資格喪失手続きを行ってください。お振替のお手元状況が原因で移換手続きが完了しない場合があります。本移換依頼書による移換手続きを予定がキャンセルされたことがありません。

6. 個人型 (iDeCo) からの移換手続きを希望される方
「移換元ご本人のアカウントから入力する場合、移換先ご本人のアカウントは個人型の資格喪失手続きが必要となります。（手続きの方法は個人別の運営管理機関にお問い合わせください）
■一定期間（※）を経過した上で、移換元の個人型で資格喪失手続きを行ってください。お振替のお手元状況が原因で移換手続きが完了しない場合があります。本移換依頼書による移換手続きを予定がキャンセルされたことがありません。

7. 移換元ご本人のアカウントから入力する場合、移換先ご本人のアカウントは個人型の資格喪失手続きが必要となります。（手続きの方法は個人別の運営管理機関にお問い合わせください）
■一定期間（※）を経過した上で、移換元の個人型で資格喪失手続きを行ってください。お振替のお手元状況が原因で移換手続きが完了しない場合があります。本移換依頼書による移換手続きを予定がキャンセルされたことがありません。

8. 移換元ご本人のアカウントから入力する場合、移換先ご本人のアカウントは個人型の資格喪失手続きが必要となります。（手続きの方法は個人別の運営管理機関にお問い合わせください）
■一定期間（※）を経過した上で、移換元の個人型で資格喪失手続きを行ってください。お振替のお手元状況が原因で移換手続きが完了しない場合があります。本移換依頼書による移換手続きを予定がキャンセルされたことがありません。

9. 移換元ご本人のアカウントから入力する場合、移換先ご本人のアカウントは個人型の資格喪失手続きが必要となります。（手続きの方法は個人別の運営管理機関にお問い合わせください）
■一定期間（※）を経過した上で、移換元の個人型で資格喪失手続きを行ってください。お振替のお手元状況が原因で移換手続きが完了しない場合があります。本移換依頼書による移換手続きを予定がキャンセルされたことがありません。

申請者欄（必ずご入力ください）

⑩ 企業名	⑩ SBI株式会社
⑪ 担当者名	⑪ 年金 次郎
⑫ 連絡先	⑫ 03-****-****

⑬ 提出ファイル形式として
押印・署名があるため、Excelではなく、PDFや画像などでご提出ください。

項目	入力内容または確認の方法
①	入力日（西暦） 当ファイルの入力日を入力
②	生年月日（西暦） 生年月日を入力
③	加入者コード 加入者の加入者コードを入力。（127から始まる10桁半角数字） ※「管理者サイト」⇒「加入者情報・登録」⇒「加入者情報の管理」で検索。記入済みをご確認頂きご提出ください。
④	性別 性別を入力
⑤	基礎年金番号 基礎年金番号を入力
⑥	加入者氏名(漢字) 加入者の氏名
⑦	ご本人意思確認欄 本人の申出であることの証明のため、押印か署名をお願いします
⑧	移換元区分・移換元記録関連運営管理機関 現在資産がある移換元（旧プラン）制度の種類と記録運営管理機関の組み合わせをどれか1つのみチェックしてください。 【記録運営管理機関の確認方法】 お手元に到着している通知書等や加入されていた運営管理機関にお問い合わせください。 ※企業型を資格喪失してから6か月を経過し、資産が自動移換となっている場合は8800000にチェックしてください。
⑨	加入者資格喪失年月日（西暦） 企業型又は自動移換済からの移換の方は加入者資格喪失日をご記入下さい。
⑩	企業名 申請者の所属する企業名・担当者名・連絡先を入力してください。
⑪	担当者名 但し、事務とりまとめ・事務取次会社がある場合は事務とりまとめ・事務取次会社を入力ください。
⑫	連絡先

☑ 個人別管理資産移換依頼書【DC】②

＜iDeCoまたは前職企業型DC等の年金資産がある方へのご案内＞

- i** 該当される方へ下記のご案内をお渡しください。管理者サイトからダウンロードが可能です。
管理者サイト⇒お手続き書類⇒【参考資料】NO.B iDeCoまたは前職企業型DC等の年金資産がある方へのご案内

SBI Benefit Systems

iDeCo または前職企業型DC等の年金資産がある方へのご案内

SBIヘネフィット・システムズ株式会社 (以下、BFS)

企業管理者 各位

個人型確定拠出年金（以下、iDeCo）もしくは、前職で企業型確定拠出年金（以下、企業型DC）に加入されていた場合、年金資産と年金記録を今回新規に加入する企業型DCに移換することができます。加入者様が、今回加入する企業型DCへ資産を移すことを希望する場合は、必要書類を当社Web等よりダウンロードのうえ、管理者様経由でご提出をお願いいたします。※1
（ご参考）iDeCoで掛金をかけている場合、移換されるかどうかに関わらず、加入者様ご自身で、iDeCoの運営管理機関（受付金融機関）へお手続き書類の提出が必要です。
※1. 事務とりまとめ会社がある事業所は事務とりまとめ会社経由でお手続きください。

該当されるご加入者様へ

iDeCoおよび企業型DCに資産・記録がある方は、今回加入する企業型DCへ移換することが可能です。希望される場合は、企業管理者（確定拠出年金担当者）様を通して移換依頼書（※）を入手の上、ご記入後、管理者様へ提出ください。

※移換依頼書は二種類ございます。
移換依頼書①：個人別管理資産移換依頼書
移換依頼書②：個人別管理資産移換依頼書・iDeCoに加入しながら移換

＜iDeCoに資産・記録がある方＞

iDeCoの資産・記録を今回加入する企業型DCへ移換することを希望される場合は、管理者様経由で移換依頼書を提出してください。
また、iDeCoの資産・記録を企業型DCへ移換するかどうかに関わらず、iDeCoで掛金を拠出している方（iDeCo加入者）は、企業型DC加入に伴いiDeCoで届出（種別変更、勤務先変更、他年金加入状況変更、資格喪失等）が必要で、企業型DC運営管理機関（受付金融機関）にお問い合わせください。
届出がお済みでない場合は、iDeCo運営管理機関（受付金融機関）にお問い合わせください。

●iDeCoの資産を企業型DCに移す

A: iDeCo加入者で、掛金拠出を停止したい	●移換依頼書①をBFSへ提出 ●iDeCo運営管理機関へ資格喪失の届出
B: iDeCo加入者で、掛金拠出を継続したい（※）	●移換依頼書②をBFSへ提出 ●iDeCo運営管理機関へご状況に応じた届出
C: iDeCo運用指図者（掛金を拠出していない方）	●移換依頼書①をBFSへ提出

＜お問い合わせ先＞
移換依頼書の入手
iDeCoの届出

- 企業管理者（確定拠出年金担当者）様へお申し出ください。
- iDeCo運営管理機関（受付金融機関）にお問い合わせください。

※iDeCoの掛金拠出の継続を希望される場合であっても、企業型DCの掛金額によっては、iDeCoで掛金を拠出できない場合があります。その場合は上記Aのお手続きが必要です。詳細はiDeCo運営管理機関（受付金融機関）へお問い合わせください。

SBI Benefit Systems

＜企業型DCに資産・記録がある方＞

前職の企業型DCにある資産・記録を、今回加入する企業型DCへ移換することを希望される場合は、管理者様経由で移換依頼書を提出ください。

企業型DCの資産・記録（喪失して6ヵ月以内）
自動移換になっている資産・記録（喪失して6ヵ月経過） → 移換依頼書①をBFSへ提出

※iDeCoや他の年金制度への資産移換も可能です。お手続き方法は移換先にご確認ください。

＜確定拠出年金以外の年金制度の持ち運び＞

確定拠出年金以外の年金制度の持ち運び（ポータビリティ）をご希望であれば、今回新規に加入する企業型DCに下記の制度資産を持ち込むことも可能となります。

- 厚生年金基金・確定給付企業年金（脱退一時金相当額等）

条件：厚生年金基金・確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過していない
⇒「厚生年金基金・確定給付企業年金移換申請書」の提出をお願いいたします。

書類請求先：企業管理者様へお申し出ください。
書類提出先：前職のお勤め先等へご提出ください。

- 通算企業年金
（企業年金連合会の規約で定める年金給付等積立金又は積立金）

条件①：企業型DC加入者の資格を取得した日から起算して3ヵ月を経過していない
条件②：企業年金連合会の年齢年金給付の支給開始年齢に達していない
⇒「中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申請書（本人申出）」を企業年金連合会へご提出ください。

書類請求先：企業年金連合会へお申し出ください。
書類提出先：企業年金連合会へご提出ください。

＜問い合わせ先＞

- 管理者専用コールセンター 0570-005-401
平日 10:00～18:00（祝日、年末年始・メンテナンス日を除く）
お電話がつかない場合は、03-6435-5522へお問い合わせください。
※事務とりまとめ会社がある事業所は事務とりまとめ会社へお問い合わせください。
- 加入者専用コールセンター 0120-652-401
平日～土曜日 10:00～18:00（祝日、年末年始・メンテナンス日を除く）
※お手続き加入者コード（ID）をご準備の上お問い合わせください。
※土曜日は加入者サイトに関するお問い合わせのみのお受付となります。
※国際電話等、お電話がつかない場合は03-6435-5522までご連絡ください。

(2024.11)